

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月29日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センターA系計装用空気圧縮機緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和5年11月16日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月16日から令和6年3月28日

5 契約金額

¥2,310,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

昱株式会社神奈川支店 支店長 丸山 友律
中区吉田町65

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

神奈川水再生センターの計装用空気圧縮機が損傷し、空気作動弁が正常に動作せず、水処理が適正に行えなくなっており、市民生活に多大な支障をきたしているため緊急に設備の回復を図る必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

昱株式会社神奈川支店は、「横浜市下水道施設(小型機器・配管類)に関する災害時の応急措置の協力に関する協定」の締結団体の加盟事業者であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している昱株式会社神奈川支店と随意契約を行いました。

9 所管課 環境創造局神奈川水再生センター